

入札について

- (1) 電力設備保守点検業務委託の一般競争入札は入札説明会を行わないため、本書及び仕様書等を熟読のうえ、入札を行わなければなりません。
※入札について、質疑等がある場合、下記の期間内に担当課へFAXにて問い合わせください。
問い合わせ先：那覇市環境部クリーン推進課 FAX 098-888-1274
問い合わせ期間：平成27年3月16日～平成27年3月20日 正午までとします。
回答日：平成27年3月20日 17時
- (2) 入札保証金は那覇市契約規則第20条第2項及び第12条第1項第2号の規定に基づき、免除します。但し、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の100分の5を那覇市に納付しなければなりません。
- (3) 契約保証金は那覇市契約規則第4条第1項第9号の規定に基づき、免除します。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札前に「委任状」を提出してください。
- (5) 「委任状」には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印してください。
- (6) 「入札書」には、「委任状」に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。押印のない「入札書」は無効となります。
- (7) 提出した「入札書」の書き換え、引き替え又は撤回することはできません。「入札書」に記載されている金額が誤字、脱字などにより、意志表示が不明瞭なもの、また、「入札書」の日付が入札の年月日と異なる場合も無効となります。
- (8) 入札価格は、消費税を含まない金額を記入してください。
- (9) 縦横の計算間違いは無効となります。
- (10) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低金額の入札をした者を落札者とします。
- (11) 最低価格で同額の入札者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決めます。
- (12) 1回目の入札で落札しなかった場合は、入札回数を3回まで行いますので、「入札書」は3枚準備してください。
- (13) 「入札心得」は熟読してください。
- (14) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定
落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (15) 当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札開札日時

平成27年3月25日 15時

場所：那覇・南風原クリーンセンター管理棟2階 クリーン推進課会議室

入札心得

- 1 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札書、委任状は、所定の書式（入札説明のとき配布）を使用しなければならない。
- 3 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- 4 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

無効の入札

- 1 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- 2 委任状を持参しない代理人のした入札。
- 3 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- 4 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人印は認印可）を欠く入札。
- 5 入札書の表記金額を訂正した入札。
- 6 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- 7 明らかに談合によると認められる入札。
- 8 同一の入札について、他の代理人を兼ね、又は、2人以上の代理をした者の入札。
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札。

落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該価格の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とするができる。

同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札執行回数は、3回までとする

電力設備保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、電力設備保守点検契約書に定める他、電力設備保守点検業務委託(以下「保守点検業務」という。)の委託基準を定めることを目的とする。

1 目的

施設の電力設備を点検及び整備することにより機能維持と故障の未然防止を図り、施設における必要な電力の供給が常時安定的かつ良好に行われるようにすることをその目的とする。

※保守点検業務にあたっては、安全確保・事故防止に万全を期すとともに、電気事業法等関係法令規則等の定めを遵守すること。

2 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

3 対象施設及び設備容量

- (1) エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川655番地) 300KVA
- (2) エコマール那覇プラザ棟(南風原町字新川641番地) 650KVA
- (3) 汚水処理場(南風原町字新川650番地) 350KVA
- (4) 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号) 330KVA

4 対象となる電力設備の範囲

- (1) 受電及び変電設備(高圧機器全般)
- (2) 高圧電線路全般
- (3) 高圧回路に付帯する設備機器
- (4) 配電盤に接続している低圧回路全般

5 業務の実施

定期保守点検及び精密点検の時期については、保守点検業務開始後、速やかに委託者(担当職員)と調整すること。また、委託者から要求があれば工程表等の保守点検業務計画に関する書類を提出すること。

- (1) 定期保守点検(月1回の点検)
 - ア 外観問診
 - イ 高圧受電盤の測定記録
 - ウ 受電設備及び構内電線路の点検
 - エ その他
- (2) 精密点検(年1回の点検)

※別紙点検表を参照

6 異常時、緊急時の対応

電力設備に異常及び故障が生じた場合は、土、日、祝祭日を問わず24時間体制で速やかに適切な処

置を行い、施設における業務に支障をきたさないようにしなければならない。また、委託者から要求があった場合は報告書を提出すること。

7 立入検査の立会

電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会については、その都度、那覇市の通知に基づいて受託者は直ちに保守点検業務従事者等を立ち合わせるものとする。

8 提案・相談

電気料金削減方法等、委託者の利益となる情報等があれば随時提供・提案すること。また、監視装置の導入等、委託者から電力設備に関する相談があれば随時誠実に応じること。

9 費用負担

保守点検に要する材料は受託者の負担とする。ただし、次の場合に要する費用は委託者の負担とする。

- (1) 委託者の都合による工事又は模様替え等のため設備の移転あるいは改修を要する場合。
- (2) 設備の破損もしくは老朽化により機器の取替えの必要が生じ、これを委託者が認めた場合。
- (3) 天変地異及び委託者の責任により設備に障害が生じた場合。

10 報告及び検査

- (1) 定期保守点検後は、速やかに委託者に報告書を提出すること。
- (2) 定期保守点検の結果異常箇所が発見された場合は、ただちに委託者に口頭で報告するとともに、その指示に基づいて異常箇所を整備し、電力設備を常に良好な状態に維持しなければならない。
- (3) 整備後は、速やかに委託者に報告書を提出すること。
- (4) 報告書による報告後に委託者が行う検査に合格することにより、点検または整備が終了したものとする。

11 諸手続き

電気事業法等に基づく諸手続きについては受託者が行うものとする。

12 保安業務担当者及び保安業務従事者の選任

受託者は契約業務の履行にあたり、電気事業法施行規則に適合する保安業務担当者及び保安業務従事者を選任し、委託者に通知するものとする。変更の場合も同様とする。

13 保安規程の遵守

受託者は委託者の定める保安規程を遵守し、本仕様書に定める範囲及び基準を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

14 その他

- (1) 受託者は、委託期間開始後速やかに緊急時の連絡体制が一覧できる書類を提出すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、協議の上定める。ただし、軽微な事項については委託者の要望に従うこと。

表 1 月次・精密点検及び基準

●は月次点検
○は精密点検

電気工作物		点検及び試験項目	エコマール那 覇 プラザ棟	エコマール那 覇 リサイクル棟	汚水処理場	し尿等下水道 放流施設
受 電 設 備	責任分解となる開 閉器引込線(電線、 支持物及びケーブル)	外観点検	●	●	●	●
		観察点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗試験	○	○	○	○
		絶縁診断	○	○	○	○
		動作試験	○	○	○	○
	遮断器 油入開閉器	外観点検	●	●	●	●
		観察点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗試験	○	○	○	○
		絶縁診断	○	○	○	○
		動作試験	○	○	○	○
	母線 計器用変成器 避雷器 電力用コンデンサ 断路器	外観点検	●	●	●	●
		観察点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗試験	○	○	○	○
		絶縁診断	○	○	○	○
		避雷器試験	○	○	○	○
		コンデンサ試験	○	○	○	○
	変圧器	外観点検	●	●	●	●
		観察点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗試験	○	○	○	○
		漏れ電流測定	○	○	○	○
		絶縁診断	○	○	○	○
		絶縁油試験	○	○		○
		漏れ電流測定 (注3)	●○	●○	●○	●○
	配電盤 制御回路	外観点検	●	●	●	●
観察点検		○	○	○	○	
絶縁抵抗試験		○	○	○	○	
絶縁診断		○	○	○	○	
断電器動作特性 試験		○	○	○	○	
計器校正試験		○	○		○	

	蓄電池	外観点検				●
		観察点検				○
		電圧・比重試験				○
		液量点検				●
	接地装置	外観点検	●	●	●	●
		観察点検	○	○	○	○
		接地抵抗試験	○	○	○	○
直流電池装置	外観点検				●	
	観察点検				○	
配電設備	断路器、遮断器、 開閉器、変圧器、 配電盤(電線、支持 物接地装置)	外観点検	●	●	●	●
		観察点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗試験	○	○	○	○
		接地抵抗試験	○	○	○	○

(注 (1)「外観点検」とは、電気工作物を停止しない状態で、梯子及びその他の機器を用いないで到達できる範囲内で、点検できる。

(2)「観察点検」とは、電器工作物を停止した状態で、点検すること。

(3)「漏れ電流測定」は、高圧受電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定する。

(4)月次点検の具体的実施項目は別に定める「巡視・点検の基準」による。

(5)精密点検の具体的実施項目は別に定める「巡視・点検の基準」、「精密点検要領書」による。

精密点検要領書

年1回、表2の試験・測定等を実施する。

表2 試験・測定及び機能点検項目

点検項目(単位)	エコマール那 覇 プラザ棟 (650KVA)	エコマール那 覇 リサイクル棟 (300KVA)	汚水処理場 (350KVA)	し尿等下水道 放流施設 (330KVA)
外観点検及び高圧機器清掃(式)	1	1	1	1
接地抵抗測定(極)	8	4	4	3

高圧回路の絶縁抵抗測定(区分)	10	2	3	3
低圧側の絶縁抵抗測定(式)	1	1(20回路)	1(25回路)	16
高圧機器の絶縁抵抗測定(式)	7	1台(高圧)4台 (低圧)	4	4
地絡方向継電器(台)	3	—	1	1
過電流継電器(台)	4	1	2	1
不足電圧継電器(台)	—	—	—	1
地絡継電器(台)	3	3	—	—
計器校正試験 単要素(台)	2	—	—	—
コンデンサ試験(台)	3	2(低圧)	3	2
絶縁油試験(試料)	3	—	—	—
避雷器試験(組)	2	—	1	—
動作試験(式)	1	1	1	1

1. 外観点検及び清掃

1-1 導電部の加熱、変色の有無、接続の点検、増締め等、一般的な外観及び清掃を行う。

2. 接地抵抗測定

2-1 各接地端子箱、または接地極埋設場所近くで自動接地抵抗計(電池式)により測定する。

3. 絶縁抵抗測定

3-1 測定方法は、高圧、低圧共に、一括大地間とする。

3-2 設備別、系統別に測定するものとし、系統中に開閉器等で区分できる最小区間を単位として測定する。

4. 絶縁診断

4-1 3-2の測定区間に準じ、直流高圧法により高圧回路を測定、診断する。

5. 継電器動作特性試験

5-1 地絡方向継電器

- a. 製定値による最小動作電圧の測定。
- b. 各製定値における動作時間の測定。
- c. 各タップ値における動作電流の測定。
- d. 電圧基準とし、電流位相を調整し動作した位相を測定。

5-2 過電流継電器

- a. タップ値による最小動作値の測定。
- b. タップ値に対する%動作時限測定。
- c. 瞬時要素動作値測定。

5-3 地絡継電

器

- a. 各製定値に対する動作時限測定。
6. 計器校正試験（電流計、電圧計、周波数計のみ）
 - 6-1 計器の零位調整後フルスケールを5～10等分し、各々の支持値、校正值誤差率を記録する。
 7. コンデンサ試験
 - 7-1 DC1000Vを印加し、各相の静電容量と内部放電抵抗の抵抗値を測定する。
 8. 絶縁油試験
 - 8-1 油入遮断機、変圧器等の絶縁油の耐電圧試験及び酸化度試験を行う。
 9. 避雷器試験
 - 9-1 商用周波数による放電開始電圧の測定。
 - 9-2 標準衝撃波型によるインパルス試験を行う。
 10. 動作試験
 - 10-1 遮断器、継路器等の各機器の動作確認を行う。
 - 10-2 主要部シーケンス、インターロック等のチェックを行う。

臨時点検要領書

- (1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い必要に応じて高圧の電路及び絶縁耐力試験を行う。
 - ア. 高圧電気工作物が破損し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - イ. 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
- (2) 高圧受電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検、測定および試験を行う。

入 札 書

1 件 名 平成 27 年度電力設備保守点検業務委託

2 入 札 金 額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

平成 27 年 月 日

那覇市長 城 間 幹 子 様

住 所

商 号

氏 名

印

代理人

印

(注)1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。

2 入札金額は、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額(消費税相当額を含めない金額)を記載してください。

委 任 状

平成 27 年 月 日

那 覇 市 長 様

(委任者 — 法人の代表者)

住 所

商 号

代表者名

印

下記の者を代理人として、次の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 平成 27 年度電力設備保守点検業務委託

(受任者—代理人となる者)

住 所

氏 名

印